

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会 御中

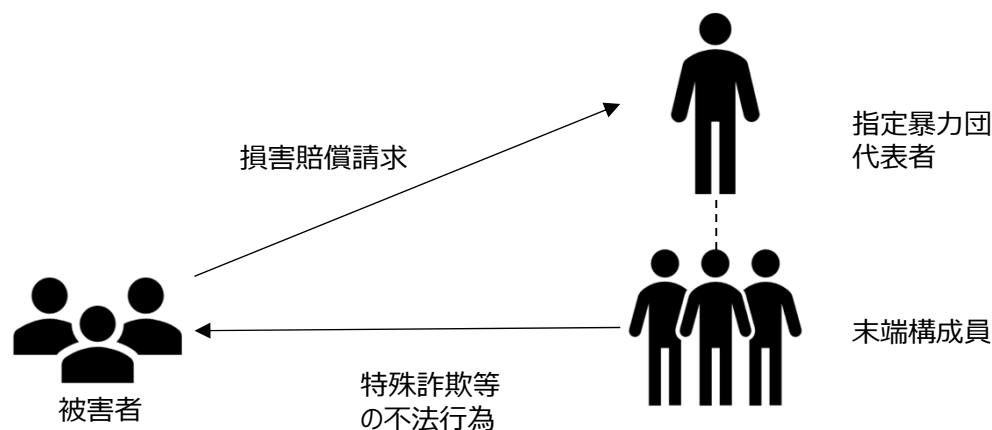
日本弁護士連合会による特殊詐欺被害者救済活動と
「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」について

2022年1月28日

日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会
副委員長兼事務局長 弁護士 大野徹也

日本弁護士連合会・民事介入暴力対策委員会（日弁連・民暴委員会）

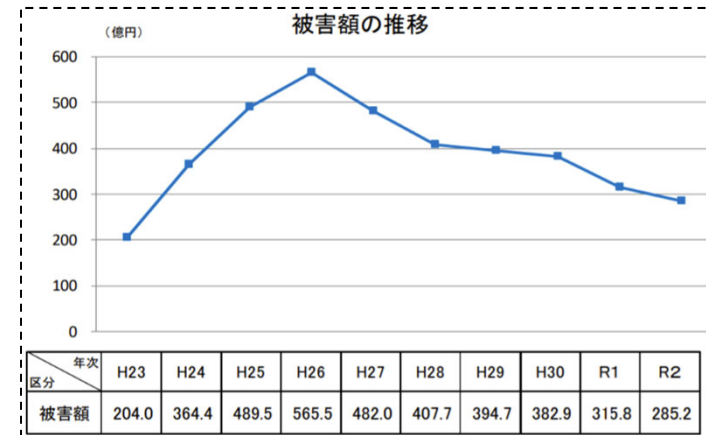
- 日弁連に設置されている各種委員会の一つ。昭和50年代から活動。
- 民事介入暴力事案（暴力団その他の組織犯罪事案、不当要求・悪質クレーム事案等）の被害者救済、同事案の事前防止に関する諸活動を目的
 - ✓ 暴力団による不法行為の被害者を代理して、指定暴力団トップに対して損害賠償請求を行う組長責任追及訴訟の提起（抗争巻き添え事案、暴力行為事案、みかじめ料請求事案、特殊詐欺事案）
 - ✓ 暴力団事務所の近隣住民を代理して、人格権等に基づく、使用差止請求訴訟・仮処分等の提起
 - ✓ 反社会的勢力との一切の関係遮断を目的とした、企業等による契約解消支援
 - ✓ 不当要求行為・悪質クレーマーに対する、不当要求拒絶 など
- 近時、暴力団が特殊詐欺への関与を深めている状況を踏まえ、特殊詐欺の被害者救済、被害実態調査、関係機関に対する提言等の取組みを推進
 - ✓ 2016年以降、指定暴力団の下部組織構成員が関与した特殊詐欺につき、被害者が指定暴力団トップの使用者責任を問い、損害賠償請求を行う取り組みを展開。
 - ✓ 2021年：最高裁も指定暴力団トップの責任を肯定。指定暴力団トップが被害者らに6.5億円を支払う和解成立事例も。



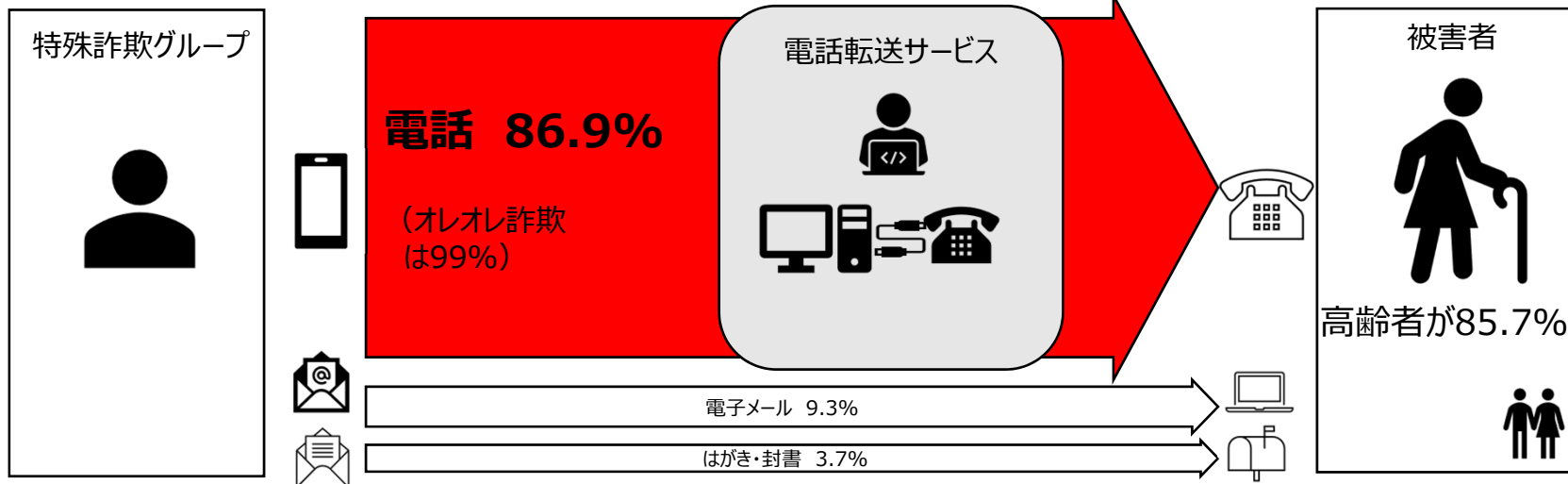
特殊詐欺被害の現状と特徴

特殊詐欺被害の状況

- ✓ 2020年の認知件数は13,550件、**被害額285.2億円**
- ✓ 高齢者（65歳以上）被害の認知件数は11,587件（-2,513件、-17.8%）で、法人被害を除いた総認知件数に占める割合（**高齢者率**）は**85.7%**（+1.8ポイント）。
- ✓ 被害者への欺罔手段として犯行の最初に用いられたツールは、**電話が86.9%**、電子メールが9.3%、はがき・封書等は3.7%と、**電話による欺罔が大半**を占めている。主な手口別では、**オレオレ型特殊詐欺（168.8億円）は約99%**、還付金詐欺（24.9億円）は100%が電話。



（参照：警察庁「令和2年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について」）



年間300億円の被害を生んでいる特殊詐欺の典型モデルは、大半が「**高齢者の自宅固定電話**」に「**電話**」をかける方法でアプローチするというもの。そこには当然「**電話転送**」が噛んでいる。

⇒ 欺罔話法や現金受渡方法などは多様なバリエーションがあるが、「**電話転送**」だけはバイパスできず、必ず経由する。電話転送は、特殊詐欺グループにとって生命線。

日本弁護士連合会の決議・意見書等

- 民事介入暴力対策京都大会「**特殊詐欺の撲滅を目指して～犯罪イワ対策の推進～**」（2018.6.5）

- ✓ 電話転送サービス等の不正利用の実態について調査・研究報告

- 第61回人権擁護大会「**特殊詐欺を典型とする社会的弱者等を標的にした組織的犯罪に係る被害の防止及び回復並びに被害者支援の推進を目指す決議**」（2018.10.5）

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2018/2018_2.html

- ✓ 「1 **特殊詐欺による被害を未然に防止するため、各企業は、犯行に利用されているサービスやツールを特定し、犯行への利用を阻止するための防止措置**を講じ、各業界団体は、犯行に利用された事例や犯行防止のための優れた取組事例を周知共有して、**業界レベルでの防止措置を推進**するとともに、被害者の依頼を受けて被害回復を図る弁護士が、その防止措置を利用することを可能とし、さらに国及び地方自治体は、必要に応じ企業や業界レベルの取組を後押しするとともに、高齢者を中心とする特殊詐欺対策としての取組を強化すること。」

- 「**電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書**」（2021.2.18）

- ✓ 当連合会は、国に対し、固定電話番号を使用した**電話転送役務が特殊詐欺へ悪用されることを防止**し、係る手口を用いた特殊詐欺を根絶するため、以下の内容を基礎とする法整備を速やかに行うことを求める。

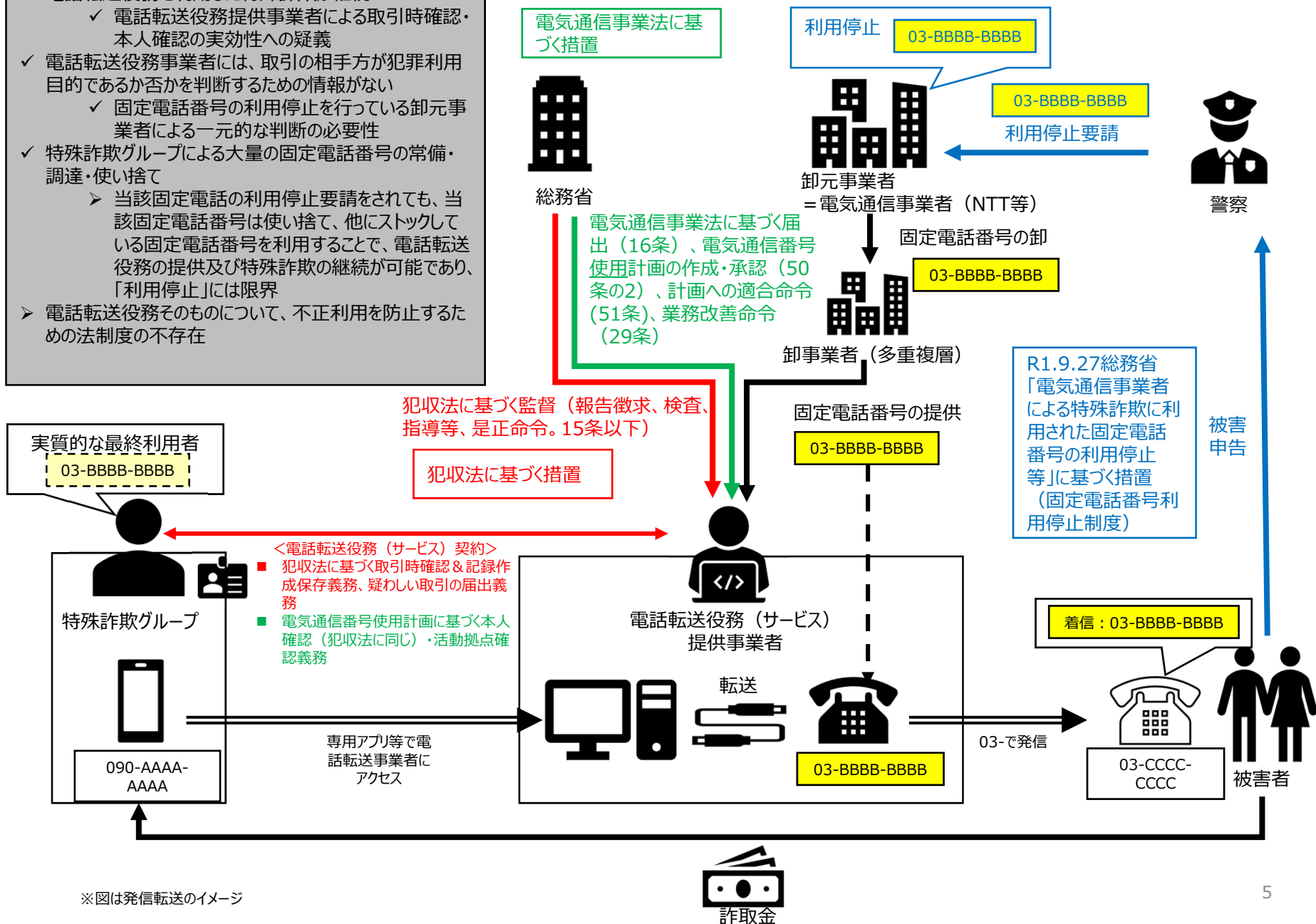
1. 電話転送役務提供事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、**当該固定電話番号の使用につき、当該固定電話番号の卸元事業者による承認**を得なければならないものとする。
2. 卸元事業者は、当該電話転送役務の提供先に係る都道府県警察からの固定電話番号の利用停止要請があることその他電話転送役務提供事業者による本人確認等取引時確認の実施状況、当該電話転送役務に関連する電気通信設備の構成等の事情を勘案して、**当該固定電話番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認める場合には、当該承認の拒否又は取消し**ができること。

- 「**特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス（いわゆる私設私書箱）の適正化を求める意見書**」（2021.3.18）

<現状の課題>

- ✓ 電話転送役務を利用した特殊詐欺が継続
 - ✓ 電話転送役務提供事業者による取引時確認・本人確認の実効性への疑義
- ✓ 電話転送役務事業者には、取引の相手方が犯罪利用目的であるか否かを判断するための情報がない
 - ✓ 固定電話番号の利用停止を行っている卸元事業者による一元的な判断の必要性
- ✓ 特殊詐欺グループによる大量の固定電話番号の常備・調達・使い捨て
 - 当該固定電話の利用停止要請をされても、当該固定電話番号は使い捨て、他にストックしている固定電話番号を利用することで、電話転送役務の提供及び特殊詐欺の継続が可能であり、「利用停止」には限界
 - 電話転送役務そのものについて、不正利用を防止するための法制度の不存在

「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」(2021.2.18)



※図は発信転送のイメージ

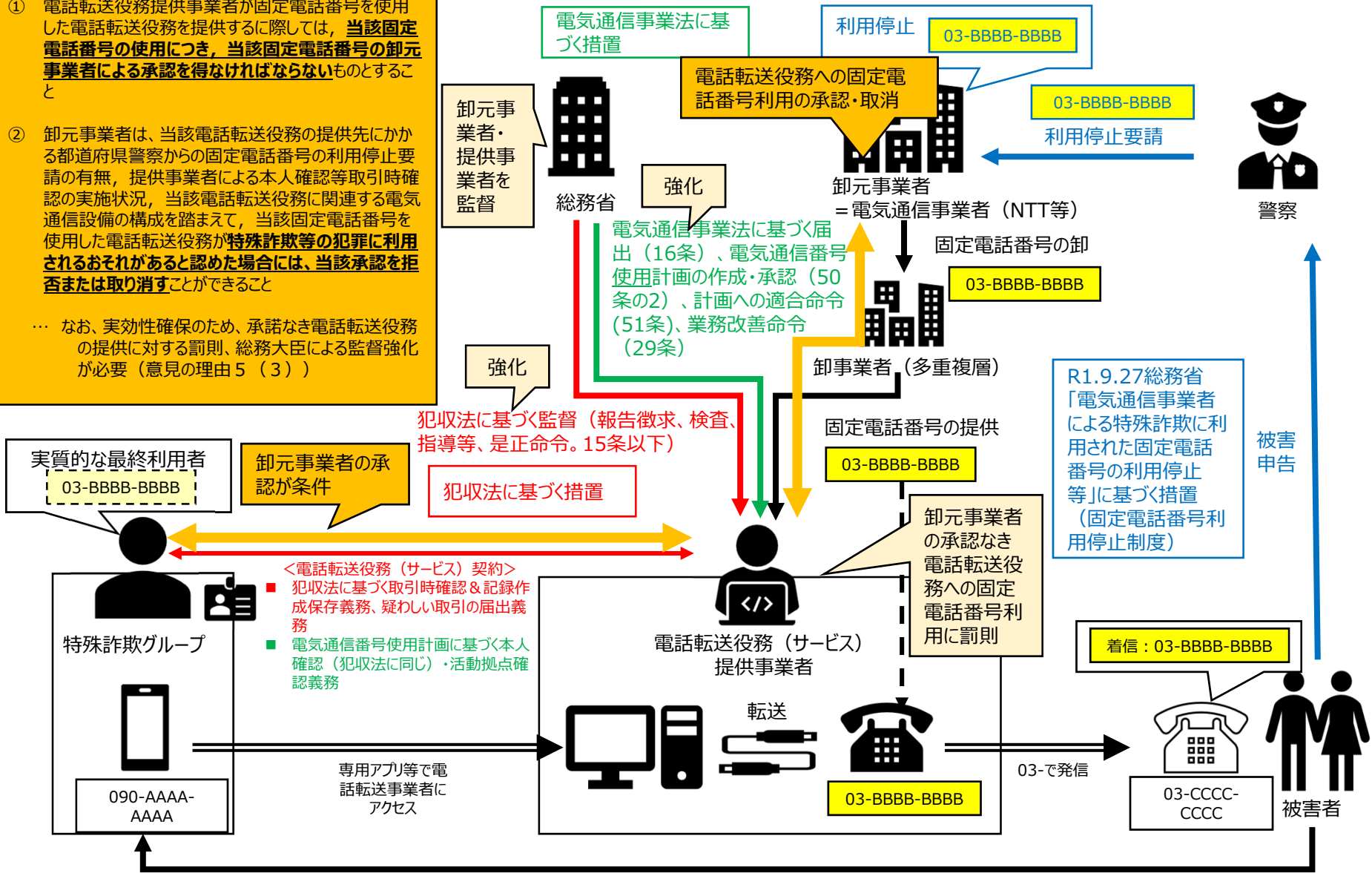
<日弁連「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」(2021.2.18)>

① 電話転送役務提供事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、**当該固定電話番号の使用につき、当該固定電話番号の卸元事業者による承認を得なければならない**ものとする

② 卸元事業者は、当該電話転送役務の提供先にかかる都道府県警察からの固定電話番号の利用停止要請の有無、提供事業者による本人確認等取引時確認の実施状況、当該電話転送役務に関連する電気通信設備の構成を踏まえて、当該固定電話番号を使用した電話転送役務が**特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認めた場合には、当該承認を拒否または取り消す**ことができること

… なお、実効性確保のため、承諾なき電話転送役務の提供に対する罰則、総務大臣による監督強化が必要(意見の理由5(3))

「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」(2021.2.18)



※図は発信転送のイメージ



さいごに

- 特殊詐欺被害者の被害は甚大。身ぐるみはがされ、老後の生活基盤を喪失し、精神的被害も深刻。
- 特殊詐欺の手口は巧妙化しており、被害防止の啓発活動による被害防止には限界。
 - ✓ 近時は「あなたの行為は犯罪。逮捕される。」などとする脅迫型の欺罔が多い。被害者を責めることはできない。
- 特殊詐欺の「リスク」と「コスト」を高める。
 - ✓ 「高齢者の固定電話」に「電話」をかけてアプローチするためのツールを入手・利用することの「リスク」と「コスト」を高める。
- FATF第四次対日相互審査報告書への対応
 - ✓ 「リスクベース」で考えると、特殊詐欺については「電話転送」が最大のリスクのポイント
- SDGs目標16「平和と公正を全ての人に」
 - ✓ ターゲット16.4「2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



日弁連意見書へのご理解と、実現に向けたご協力をお願いいたします

<問合せ先>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

TEL 03-3580-9841 (代) FAX 03-3580-2866 (代)

日本弁護士連合会 (担当：業務第一課)